

令和4年度教育行政執行方針

遠軽町教育委員会教育長 河 原 英 男

令和4年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一昨年1月に国内で発生した新型コロナウイルス感染症は、これまで感染拡大防止のため、様々な対策やワクチン接種が進められてまいりました。そのような中、人数制限や消毒及び検温、マスク着用等で感染予防対策を講じて、学校での教育活動や社会教育事業を実施してまいりましたが、感染状況によっては、中止や延期、社会教育施設の閉館などを余儀なくされることもありました。今後の状況についても不透明ではありますが、子どもたちをはじめ全町民の多様な「学びの保障」について、万全をつくしてまいります。

はじめに学校教育についてであります。「育^{はぐく}み・創^{つく}り・愛^{あい}し・励^{はげ}む心で、永^{とわ}遠に輝く遠軽町」の基、学びあう児童・生徒が、自他の可能性を認めあい、夢と志をもち、よりよい人生、よりよい社会を創ることのできる「生きる力」を育成することは学校教育の重要な役割です。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、更に連携を幼保、高校へと広げ、それとともに、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところです。

教育委員会としては、その連携を基にして『知育』・『徳育』・『体育』のバランスのとれた子どもの育成と、その基盤

となる教育環境づくりに努めてまいります。とりわけ、昨年度、新学習指導要領が中学校で全面実施され、義務教育において、その理念に基づき、一人ひとりが自分らしさを発揮し、他者と協働しながら課題解決を図れるよう、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的にした中で、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めてまいります。

まず、「知育」につきましては、育成すべき資質・能力として、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く「知識・技能」の習得に努めてまいります。

第二には、習得した「知識・技能」を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見・解決能力等の育成により、「思考力・判断力・表現力等」を育ててまいります。

第三には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が、広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、「学びの質」を高め、「学びに向かう力、人間性等」を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育において、教科道徳の授業を核とし、多様な体験活動を通して、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、「豊かな人間性」を培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、更には地域社会と連携を図りながら、一人ひとりの「豊かな感性」を育ててまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健やかな体」を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適性に応じた関わりをもち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

推進にあたって、小学校では、「基本的な生活習慣」と「豊かな経験」を、中学校では、「たくましい心身」と「コミュニケーション能力」を、高等学校では、一人ひとりが自分の将来を見据えた上で「必要な力」を育てていただきたいと考えます。

1点目に、「安全教育」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、日常生活における安全確保のために必要な「主体的に行動する態度」を育成するとともに、「自助・共助・公助」の視点からの安全教育を組織的に取り組んでまいります。

2点目に、「生徒指導」につきましては、「遠軽町いじめ防止基本方針」により、いじめや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報モラルの育成、薬物乱用や性の問題行動などについて、学校・家庭・地域・関係機関等との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に、「特別支援教育」につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

4点目に、「ICT教育」につきましては、文部科学省が取り組みを進めている「GIGAスクール構想」で、児童・生徒に1人1台端末が配備され、授業での活用が始まりました。今後は効果的なICT活用による授業改善を進めるとともに、1人1台端末の活用拡大を推進してまいります。

5点目に、「食育」につきましては、「地産地消」を推進し、安全・安心な学校給食の提供を図りながら、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるよう努めてまいります。

6点目に、「小学校高学年における教科担任制」につきましては、今年度から4年程度をかけて進められることとなります。本町においては、専科教員の配置や小規模校での教科担任制の具体について情報収集と環境整備に努めてまいります。

7点目に、「信頼される学校」につきましては、学校と保護者や地域が連携・協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支えるため、学校運営協議会を中心に「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。また、教職員には、指導力向上のための各種研修などへの参加を促進するほか、児童生徒・保護者・地域の方々との信頼関係を深められるよう、法令の遵守・服務規律の徹底に努めてまいります。加えて、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務

し、学校教育の質を高められる環境を構築するため、働き方改革を進めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」を必要に応じて複数配置ができるようにし、特別支援教育の更なる充実を図ってまいります。

就学援助費につきましては、新入学児童生徒学用品費について入学前に支給するとともに、認定児童・生徒の保護者に対して援助してまいります。

遠距離通学をする児童・生徒へは、通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

中体連大会等参加経費の一部助成や中学校の合同部活動で合同練習を実施する際の保護者送迎に係る経費の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図ります。

中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における教科、外国語活動についても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図ってまいります。

ICT教育につきましては、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末を効果的に活用するため、小学校5年生以上の児童と中学校全生徒を対象に学習支援ソフトを導入し、個別

最適な学びの推進とICTを活用した教育の実践を図ってまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、学校施設の老朽化に対応するため、効率的・効果的な学校施設の管理を図ってまいります。今年度につきましては、3ヶ年計画での東小学校長寿命化改修工事や南中学校自動火災報知設備更新工事、遠軽中学校電気温水器更新工事を実施し、安全・安心な学校づくりを進めてまいります。

教職員の住宅環境の整備につきましては、西町にある教職員住宅の屋根塗装工事を実施してまいります。

学校における働き方改革は、これまでの働き方を見直し、自らの職能を磨くとともに日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、実現に向けた働き方改革の取り組みを推進してまいります。

高等学校の支援につきましては、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対し助成を行います。また、学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内外の子どもたちに遠軽高等学校への進学を促してまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や老朽化した備品の更新をはじめ、日頃の施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、生涯学習のより一層の振興を図るため、町民一人ひとりが、個性や地域特性を生かしながら、自主的・主体的に学習活動に取り組むことができる学習環境の整備と、その学習成果が適切に評価され、かつ、その成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。

そのために、生涯各期の学習機会の充実により、町民一人ひとりが、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境づくりと、学習情報の提供や学習相談体制の充実など、様々な学習活動の奨励や具体的な支援を進めてまいります。

また、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育の充実が期待される中、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実を図るため、学校や地域、関係団体との連携・協力のもと、社会全体で子どもたちの活動を支援する取り組みの推進に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法においては、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策として「基礎的条件の整備」、「地域スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められています。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。

また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や、自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらに、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや個々のレベルにあったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう、各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要です。

そのため、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」自由に、そして自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう、積極的に支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進にあたっては、昨年度に策定した第4次遠軽町社会教育中期計画に基づき、個人や団体などの多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯各期の課題に応じた学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の

場などの提供に努めてまいります。

あわせて、家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を行ってまいります。

さらに、文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、ジオパークと連携した事業の展開や郷土館町民講座の実施など、文化財の保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、所管する施設の中で建設後30年以上経過するものもあり、今後も施設を有効に運用できるように改修等が必要となるため、社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進め、施設の充実を図ってまいります。併せて、令和4年8月26日にオープンを予定する「遠軽町芸術文化交流プラザ」については、今後も指定管理者と協議を行い、開館準備を進めてまいります。

4図書館・室につきましては、利用者ニーズに応えた図書の充実や歴史的な地域資料の収集保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努めてまいります。

また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を活かし本年度も引き続き支援してまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを関係団体との連携・協力のもと開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、休館日・開館時間の見直しや自主事業の実施など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も利用者サービスの向上に努めてまいります。

施設整備等につきましては、社会教育施設同様、建設後30年以上経過するものも多く、今後も経年劣化による設備等の修繕を行い、利用者みなさまに安全に利用いただけるよう管理するとともに、社会教育施設長寿命化計画に基づいた整備も進めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重

ねてお願い申し上げます、令和4年度教育行政執行の方針といたします。